

「くまもとオレンジ大使（認知症本人大使）」設置要項

1 趣旨

「認知症施策推進大綱」が掲げる認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症の本人の想いや活動を発信する「くまもとオレンジ大使（認知症本人大使）」（以下「大使」という。）を設置し、認知症への社会の理解を深めるための普及啓発及び本人発信支援の取組を推進する。

2 定員

定めない。

3 任期

委嘱日より2年間とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は防げない。（2年毎に対面による意向確認を行います。）

4 要件

次の要件をすべて満たす方

- （1）県内在住であること
- （2）認知症の診断を受けていること
- （3）認知症の普及啓発に意欲があり、県等と協力・連携ができること
- （4）氏名・年代・所在市町村名・病名・略歴・顔写真を原則公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではない。）

5 決定方法

公募（自薦、他薦を問わない。）により受付け、書類審査及び対面での意向確認のうえ決定し、委嘱する。

6 活動内容

県等が実施する認知症理解のための普及啓発のうち、大使本人の希望や体調に合わせ参加・協力が可能な活動

＜県が依頼する認知症の普及啓発活動の例＞

- （1）県のホームページにおける大使の紹介（活動やメッセージなどの掲載）
- （2）講演会や研修会の講師やパネリスト
- （3）認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトへの協力
- （4）県広報誌等への寄稿（インタビューへの応答なども含む）
- （5）広報映像等への出演（インタビューや、趣味活動等の紹介などを含む）
- （6）ピアサポート活動（認知症カフェでの本人ミーティング、医療機関や相談機関等での本人支援の活動）

- (7) イベント等での楽器の演奏や歌などのパフォーマンスやスポーツ参加
- (8) 美術作品等の紹介
- (9) 県の認知症施策検討への参加
- (10) 市町村や関係機関からの依頼による活動

8 活動依頼

- (1) 県が大使の活動を希望するときは、大使本人または支援者に対し依頼する。
- (2) (1) 以外に市町村や関係機関が大使の活動を希望するときは、別紙1「くまもとオレンジ大使活動調整依頼書」を県に提出する。県は、内容に応じて大使本人または支援者と調整を行ったうえで、活動を希望する大使を紹介する。依頼元の市町村や関係機関は紹介のあった大使に直接活動の依頼を行い、活動終了後、県に別紙2「くまもとオレンジ大使活動報告書」を提出する。

9 謝礼

- (1) 県が依頼する活動については、活動を行う大使本人及び支援者（1名まで）の謝金及び旅費を県が別途定める規程により支払う。
- (2) (1) 以外の活動については、依頼元の規程による。

附 則

この要項は、令和4年11月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年2月7日から施行する。

くまもとオレンジ大使（認知症本人大使）調整依頼書

熊本県認知症施策・地域ケア推進課長 様

1 依頼者情報

所属（団体）名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

2 依頼希望内容

活動日	年 月 日
活動時間	時から 時まで（ 時間）
活動場所	
活動内容	
活動を希望する大使	☐ 有 大使氏名（ ） ☐ 無
留意事項	※大使に活動いただく際に配慮が必要なことなどがあれば記載してください。
報償費の有無	大使本人 ☐ 有（ 円） ☐ 無 支援者 ☐ 有（ 円） ☐ 無
交通費の有無	大使本人 ☐ 有（ 円） ☐ 無 支援者 ☐ 有（ 円） ☐ 無

提出先：熊本県認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

Mail: ninchishouke@pref.kumamoto.lg.jp

くまもとオレンジ大使（認知症本人大使）活動報告書

年 月 日

熊本県認知症施策・地域ケア推進課長 様

1 依頼者情報

所属（団体）名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

2 実施内容

イベント名等	
実施日	
会場	
参加者数（イベント等の場合のみ）	
実施内容	
協力いただいた大使の氏名	

※くまもとオレンジ大使が活動した内容については、県ホームページにて活動を紹介することとしています。

※提供が可能な写真や、映像等がありましたらご提供くださいますようお願いいたします。

提出先：熊本県認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

Mail: ninchishouke@pref.kumamoto.lg.jp